

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

高知県知事

## 公表日

令和8年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給の対象となる患者に対して医療費を助成するため「医療受給者証」を交付する。また、同法に基づき、指定難病の患者に対して、指定難病にかかっている事実等を証明するための「登録者証」を交付する。 特定個人情報ファイルは、公費負担額の決定などに使用。
③システムの名称	難病医療公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県健康政策部健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県健康政策部健康対策課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9678
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーを取得としている。また、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請者から提供を受けたマイナンバーをデータベースに入力する際は、複数人による確認を行っている。 ・マイナンバーの記載がある申請書等は、施錠できる書棚等へ保管している。 ・マイナンバーの記載がある書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人による確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを扱う者については、年度ごとにアクセス可能な職員を限定しており、ID・パスワードによる認証を行うようにしている。また、月1回、データのバックアップを2段階保管により行っており、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 5. ②所属長	課長 福永 一郎	課長 清水 貴也	事後	
平成28年7月15日	II 1. 時点	平成27年3月31日時点	2016/6/30	事後	
平成28年7月15日	II 2. 取扱者数 時点	500人未満 平成27年4月1日時点	500人以上 平成28年6月30日	事後	
平成28年7月15日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成29年2月21日	II 2. 取扱者数 時点	500人以上 平成28年6月30日 時点	500人未満 平成28年6月30日 時点	事後	
平成30年9月13日	I 5. ②所属長の役職名	課長 清水 貴也	健康対策課長	事後	新様式による修正
平成30年12月18日	IV リスク対策	無し	評価書のとおり	事後	新様式による修正
令和2年9月8日	I 7. 請求先	高知県総務部文書情報課(個人情報コーナー)	高知県総務部法務文書課	事後	
令和2年9月8日	II 1. 2. 時点	平成28年6月30日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和6年3月19日	評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和6年3月19日	I 1. ①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和6年3月19日	I 1. ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対して医療費を助成する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給の対象となる患者に対して医療費を助成するため「医療受給者証」を交付する。また、同法に基づき、指定難病の患者に対して、指定難病にかかっている事実等を証明するための「登録者証」を交付する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月19日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 26の項、56の2の項及び87の項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 120の項</li> </ul>	<p>○特定医療費(指定難病)の支給に関する事務</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 26の項、56の2の項及び87の項</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 120の項</li> </ul> <p>○指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、55の項、79の項及び108の項</li> </ul>	事前	
令和6年10月29日	II 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月29日	II 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	無し	十分である	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	無し	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバーを取得としている。また、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者から提供を受けたマイナンバーをデータベースに入力する際は、複数人による確認を行っている。</li> <li>・マイナンバーの記載がある申請書等は、施錠できる書棚等へ保管している。</li> <li>・マイナンバーの記載がある書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人による確認を行っている。</li> </ul>	事後	新様式による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 12 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	無し	十分である	事後	新様式による修正
令和6年10月29日	IV リスク対策 13 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	無し	マイナンバーを扱う者については、年度ごとにアクセス可能な職員を限定しており、ID・パスワードによる認証を行うようにしている。また、月1回、データのバックアップを2段階保管により行っており、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式による修正
令和7年12月18日	法律上の根拠	○特定医療費(指定難病)の支給に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26の項、56の2の項及び87の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項  ○指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、55の項、56の2、79の項及び108の項	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項  【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	
令和7年12月18日	II 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和6年10月1日	令和7年12月1日	事後	
令和7年12月18日	II 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和6年10月1日	令和7年12月1日	事後	